

## 資料3 有識者からの提供資料

(頁)

### 1. 川口委員提出資料

厚生労働省統計改革ビジョン 2019(仮称)への提案	1
----------------------------	---

日本の統計の質はどう評価できるのか? (※)	3
------------------------	---

### 2. 神林委員提出資料

厚生労働省統計改革ビジョン 2019 の構成案	9
-------------------------	---

日本統計学会・日本経済学会・歴代国民経済計算部会長からの要望書	13
---------------------------------	----

経済統計学会声明文	19
-----------	----

社会調査協会理事長声明文	21
--------------	----

政策立案と遂行の分化映す (※)	23
------------------	----

### 3. 中室委員提出資料

厚生労働省統計改革ビジョン 2019 有識者懇談会論点	25
-----------------------------	----

### 4. 吉川委員提出資料

統計制度改革について	43
------------	----

「統計不信」論議は一九世紀明治からの日本の統計学の歴史学べ (※)	47
-----------------------------------	----

### 5. 美添先生提出資料

統計改革の視点	53
---------	----

公的統計の改善に向けた本委員会の見解と提言	55
-----------------------	----

※の資料については、著作権の関係上、厚生労働省ホームページ上では省略予定



2019/7/22

## 厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）への提案

東京大学公共政策大学院 川口大司

### 事後対応・再発防止に関して

毎月勤労統計作成過程における厚生労働省の統計法違反事例に端を発する統計不正問題に関しての総括は、2019年6月27日 第138回統計委員会建議 「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」でなされている。この建議に着実に従い再発防止を図るべきである。

特に建議8ページに指摘されているとおり、調査関係資料が保存されておらず毎月勤労統計の2004-2011年の復元ができていない点は多方面に影響を与えている。一例であるが、日本経済学会の機関紙である Japanese Economic Review の2019年6月8日開催の編集会議では

毎月勤労統計の2004-11年を使った論文が投稿されたり、担当 Co-editor は、「他のデータで代替する、何らかの補正をする、ロバストネスチェックをする」など現時点可能な最善の努力をすることを著者に要求し、合わせて「正しいデータが公表された時点で confirmation/correction のノートを JER に投稿することを推奨する」ことを、著者に知らせる。

という対応をとることが決められた。厚生労働省は統計委員会の技術的アドバイスに従い早急に修正されたデータを公表すべきである。

今回の事案で憂慮されるのは、統計作成の他の行政からの独立について疑念を抱かせたことである。例えば、毎月勤労統計の集計方法等が2018年1月より秘密裡に改訂されたことは、官邸への配慮があったのではないかとの疑念を生じさせた。

また、一例であるが「賃金引上げ等の実態に関する調査」は審議会資料を作成するとの理由のもと調査設計に利害関係者である労使代表が関与している。労働行政は公労使の三者構成に基づいて行われるべきとの原則は理解するが、統計の設計・集計は他の行政から独立して技術的観点から行われなければならない。

統計作成の独立性確保が厚生労働省における再発防止策の策定にあたっては重視されるべきである。

再発防止のためには統計作成をブラックボックス化せず、外部の目を入れることが重要である。外部研究者による調査票情報の利用はその一助となるだろう。調査票情報の利用促進が再発防止策の策定にあたっては重視されるべきである。

## 今後のビジョンに関して

報道発表には「厚生労働省が政府全体の公的統計を牽引するような「統計行政のフロントランナー」となることを目指し」とあるが、今回発生した事案と統計利用に基づく EBPM の実施状況を勘案すると、厚生労働省は他省庁を追いかける立場にある。

この遅れを挽回し資源制約の下で「統計ユーザーや国民の視点に立った統計」作成のフロントランナーとなるためには、厚生労働省が持つ既存の資源を有効活用し、目標を絞りそれに沿って戦略的にチームを編成し、一定期間内に外部に見える形で成果を出すことが望ましい。厚生労働省が持つ資源とは蓄積されたデータと高い資質を持つ職員である。これらを有効活用し、以下の 3 点を目標とすることを提案する。

- 1 基幹統計の調査票情報について、最大限過去にさかのぼり多くの研究者が利用できるように技術的整備を行う。そのうえでそれら情報を統計法 33 条の下で幅広い研究者が、できる限り容易にアクセスできる制度的整備を行う。
- 2 雇用保険・年金・職業安定の業務を遂行するために集められている個票を分析目的に利用できるよう技術的整備を行うとともに技術的困難を識別し、今後のデータ整備の方法を提案する。さらにそれら情報を幅広い研究者ができる限り容易にアクセスできる制度的整備を行う。
- 3 上記のデータを用いて原局とも協力し EBPM 実践を行い、その結果を公表し政策形成に活かすと同時に水準の高い学術論文を執筆する。

以上の目的を達成するために、厚生労働統計を用いた論文執筆経験と博士号を持つ学識経験者をリーダーとし、経済学・公共政策学・公衆衛生学の修士号・博士号を持ちユーザー サイドの統計分析の素養のある中堅・若手職員をメンバーとするフルタイム職員によるチームを編成し、このチームを核に統計作成部局、原局、研究機関、他省庁と必要に応じて協働し目標を達成するのが一案である。

# 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 の構成案

2019年7月21日  
一橋大学経済研究所  
神林龍

## I. 統計問題に関する総括

### Ia. 諸報告で提起された問題点のまとめ

- ・ 考慮すべき材料
  - 厚生労働省「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」報告書ならびに追加報告書
  - 総務省行政評価局「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」
  - 統計委員会評価点検部会
  - 学会議者からの提言（日本経済学会、日本統計学会、社会調査協会、経済統計学会、など）
- ・ それぞれの報告書で提起された問題点を羅列するのではなく、公約数的にまとめる。

### Ib. 統計情報の社会的位置付けの確認

- ・ 国民から負託された財産であるという認識が必要
- ・ 特定政策の遂行を目的とする行政情報との区別（なぜ問題が労働関係の統計に集中したのか？）

### Ic. 具体的再発防止策を列挙

- ・ Ia でまとめられた諸点に対応した具体的施策を列挙

## II. 政策評価・提案/立案/遂行と統計情報

### IIa. 政策の提案/遂行/評価というプロセスのそれぞれで、必要な統計情報（の性質）は異なる。

- (1) 評価・提案：根拠となるエビデンス（がないことも含めて）を明確にする。⇒検証可能性
- (2) 立案：具体的な政策過程の設計、政策目標の設定⇒操作性
- (3) 意思決定
- (4) 遂行：政策の実行過程をできるだけ同時的に把握し、直接的な政策目標からズレていないことを担保する。⇒同時性・頑健性

### IIb. 基幹統計/一般統計/行政情報の整理

- (1) 基幹統計：大規模かつ頑健性が高い。特定政策の提案を目的としておらず、操作可能性が低い。[評価・提案に適]
- (2) 一般統計：特定政策の提案（遂行）を目的とする。規模が小さく操作可能性が高い。[立案に適]
- (3) 行政情報：特定政策の遂行に特化した情報。処理速度・コストと冗長性のトレードオフ。[遂行に適、評価・提案に？]

### III. 行政組織と統計情報の関係の再整理（ひとつの方向）

#### 3a. 基幹統計の統計局への移管

- ・ 基幹統計を現業官庁が直接管轄する利点は小さくなっている（政策提案能力の低下）。行政窓口を経由した基幹統計の調査方法（賃金センサスは変更予定？）は整理できる。
- (1) ただし、基幹統計へのアクセスは具体的立案に不可欠であるという認識のもと、リモートアクセス等の技術を整備することで担当者は常時利用可能にしておくべきだろう。
- (2) 基幹統計を一般統計/行政情報と併合して政策立案に活かす場合には、(1)と利用系統を分離すると整理しやすい。
- (3) 一般統計と行政情報へのリソースの集中。一般統計の機動性と信頼性を安定させることが必要。今回は基幹統計でのミスなどが大きく取り上げられたが、本来政策担当者であれば自然に注意を払って然るべき一般統計・行政情報（裁量労働制の例、障害者雇用の例）の劣化も見逃してはならない。
- (4) 行政情報システムに冗長性を許しつつ、一般統計によるアドホックな情報収集を可能なように設計時に注意する。

#### 3c. 内部統計局案（現行組織？）

- ・ 基幹統計を独立的に司る部局を定義し、ミニ統計局のような機能をもたせる（BLS方式？）。
- (1) この場合、一般統計と行政情報は各原課が管理することになるが（欧州における一般統計と行政情報の収斂傾向が参考になるかも）。

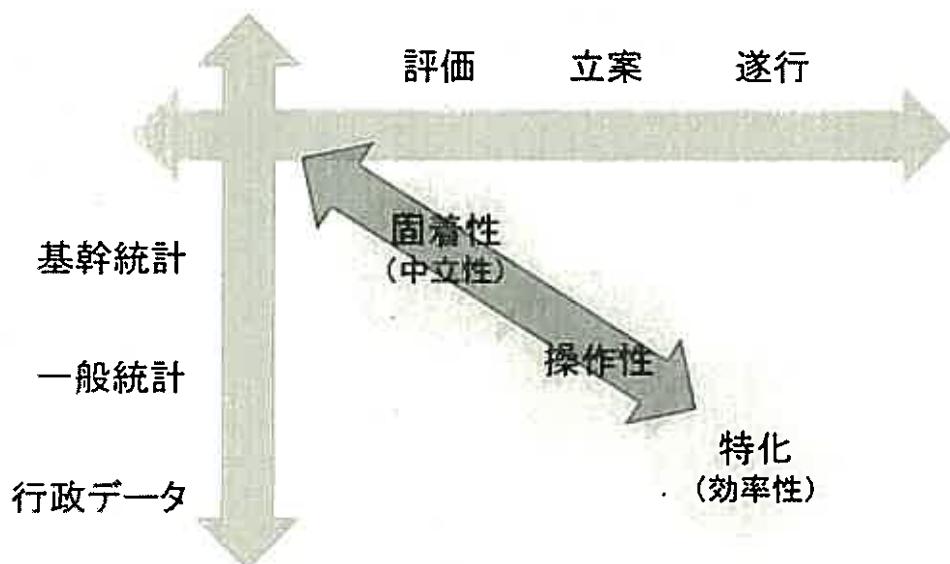
### IV. 厚生労働省外部との関係の整理

#### 4a. ミスはなくならない前提

- ・ 統計情報には、明らかな間違いがなくとも、よりよい調査方法や集計方法は常に存在すると考えたほうがよい。新しい提

案は外部の利用者から生まれると考えた方がよく、統計情報の生産者はいかに外部に利用してもらうかを評価基準として意識するべきだろう。

- (1) 行政情報システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みをどう定立するかを考える。



(日本記者クラブ報告資料より抜粋)





平成 31 年 1 月 28 日

厚生労働省毎月勤労統計調査における不適切な方法による調査に関する声明

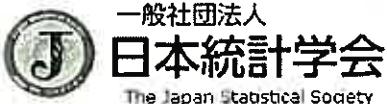
日本統計学会

今回、厚生労働省毎月勤労統計調査において不適切な調査が行われていたことが発覚した。信頼性の高い公的統計の提供のために、政府において原因が究明され、その結果が公表されるとともに、再発防止策が講じられることを強く希望する。原因究明と再発防止策の検討の過程において、求めがあれば、専門的な見地から本学会が協力することを表明する。

実査継続の困難を理由として、定められた手続きを経ずに調査方法が変更されたことが明らかとなつたが、統計法を遵守することは公的統計の必須の前提である。最も重大な問題点は調査方法の変更が担当部局の独断で行われ、さらにその変更が公表されていなかつたことである。毎月勤労統計のような基幹統計について、その調査項目、標本設計、集計方法などについて統計委員会（以前は統計審議会）の審議を経て決定され、またその内容は印刷物等で公表されることが定められている。しかし今回の変更については統計委員会等に報告されず、明確に法令に違反するものであった。統計の信頼性はその作成手続きの透明性と、その手続きが守られることの保証とにかくついているため、今回の法令違反は公的統計の信頼性を根底から揺るがすものである。

毎月勤労統計については、まず承認を受けた調査計画に沿った調査を実施できるように政府全体として取り組むべきである。その上で、以下に記す点に留意しながら、より適切な調査体系として見直すことが適当である。

統計作成のためにどのような調査方法が選ばれるかは、作成される統計の利用目的に応じて要求される精度、調査対象の性質、実査や調査票の審査、集計に利用できる時間・人員、予算など、さまざまな要因に依存する。標本調査の場合、全数調査と比較して標本抽出に伴う誤差が発生する一方で、調査規模が小さく無回答誤差などの非標本誤差が制御しやすくなるため、調査全体の誤差を比較検討するには専門的な知識が要求される。誤差評価のためには、母集団の分布に関する情報、標本の大きさ、標本抽出と推定方法の詳細、回答率および非回答事業所の処理など、調査の設計に関する基本情報が必要であり、最終的にこのような諸条件を勘案して調査方法が選択される。そのためには、当該調査の現状に精通している者と標本設計の理論に明るい者との共同作業が必須である。事業所を対象とする標本調査の場合は大規模事業所間の変動が大きいため、通常は大規模事業所については全数調査とすることが適当であり、毎月勤労統計の場合もそのような検討を経て現行の調査設計が承認されている。今回は集計プログラムの誤りも指摘されたが、結果に及ぼす影響は甚大であり、集計プログラムの担当者と調査方法設計の担当者が異なる場合には、特に確認作業が徹底するように手続きを定めておく必要がある。



毎月勤労統計における不適切な調査・公表状況の発覚は公的統計の信頼性に深刻な打撃を与えた。過去には信頼性が国際的にも評価されていたわが国の公的統計ではあるが、近年の行政改革の過程で予算および人員が削減される中で品質の維持が懸念されていた。品質をさらに向上させるために統計関係者が協力して公的統計の改革を推進している過程において、各府省の統計を点検している際に、想定を超えた不祥事が指摘されたものである。毎月勤労統計以外に明らかにされた一連の事例の中には軽微なものも含まれているが、今後、毎月勤労統計と同じような事態の再発を防止することを含めて、統計を軽視する傾向を改めるようにわが国の統計機構を強化することが必要である。

以下の点を中心にして政府全体の統計作成機関に関する検討を進める過程で、本学会は、専門的な立場から協力する所存である。

- ・統計作成部局における統計教育を体系化し、経験を蓄積できる体制を構築すること。
- ・特に基幹統計については、当該分野の専門家および統計調査法の専門家を含む常設の研究会を設置すること。
- ・集計プログラム確認の手続きを調査設計に組み込むこと。
- ・統計法にしたがって調査設計・推計方法など、調査計画の詳細を公開すること。

再発防止策を講ずるに当たり、統計法の背後にある基本理念が統計作成の現場で徹底されることを強く要望する。

以上

2019年1月29日

統計委員会

委員長 西村 清彦殿

「毎月勤労統計」をめぐる問題に関する日本経済学会理事会からの声明

一般社団法人 日本経済学会会長  
林 文夫



厚生労働省が、「毎月勤労統計」に関して不適切な手法でデータを公表していた件につき、一般社団法人日本経済学会理事会は、経済統計を巡る状況を非常に憂慮しており、統計委員会に対して、下記のような見解と政府に対する要望をお伝えします。

記

1. 今回厚生労働省が長年にわたって不適切な調査を行ってきた「毎月勤労統計」は、賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにし、毎月の経済指標の一つとして、景気判断や国及び地方の各種政策決定に際しての指針となっています。また雇用保険や労災保険の給付額を改訂する際の資料としてだけでなく、民間企業等における給与改正や、人事院勧告の資料にも用いられるなど国民生活にも深く関わる統計です。こうした経済判断だけでなく国民生活にも影響を及ぼす政府統計に関する不適切な調査・作成は言語道断です。今回のような事件は、経済統計に関する信頼を大きく損なうとともに、日頃より経済統計を研究・教育に利用している研究者・教育者を会員に多く抱える日本経済学会としても見過ごすことができません。
2. またこの事件は、Financial Timesなどを通じて海外にも報道され、日本の統計を通した実証研究の国際的な信頼性も大きく揺らいでいます。すでに2004年から2011年にかけてのデータの復元が困難であるとの報道も出ていますが、もし政府がこのまま対応を取らなかった場合、日本の経済統計全般に対する信頼性はさらに損なわれ、経済学の実証研究に及ぼす負の影響は計り知れません。
3. こうしたことから日本経済学会としては、「毎月勤労統計」の過去のデータを速やかに復元すること、同時に「毎月勤労統計」を利用する国民経済計算などの関連統計を適切な手法で再推計することを政府に対し要望します。一般論として個票さえあれば、

なすべき全数調査を行っていた時期に戻って比較検討することなどにより、かなり正確な統計に修正することができるはずです。学会員にも統計に関する多くの専門家がおり、こうした専門家の活用が必要です。

4. 国民の財産である統計の保全は喫緊の課題です。海外では、「毎月労働統計」以外の政府統計でも過去のデータが廃棄されたと言われています。報道では、今回の事態は「毎月労働統計」の動きを統計委員会担当室が精査する過程で判明したとされています。このため、今後はより良い統計作成と長期にわたる経済統計保全を行う仕組みを構築するため、統計委員会を中心としながら、外部専門家の協力を得て抜本的な統計制度改革をするよう政府に要望します。

以上

2019年1月25日

統計委員会

委員長 西村 清彦殿

国民経済計算体系的整備部会長 宮川 努殿

「毎月勤労統計」をめぐる問題について

立正大学教授 吉川 洋

吉川 洋

一橋大学教授 深尾 京司

深尾 京司

慶應義塾大学教授 中島 隆信

中島 隆信

昨年末から公になった厚生労働省が、「毎月勤労統計」に関して、長年にわたって不適切な手法でデータを公表していた件につき、過去に国民経済計算部会長を務めた私どもは、経済統計を巡る状況を非常に憂慮しております、下記のような見解と政府への要望を御委員会にお伝えします。

記

1. 今回厚生労働省が長年にわたって行ってきた「毎月勤労統計」に関する不適切な統計作成は前代未聞であり、経済統計に関する国民の信頼を大きく損ねている。「毎月勤労統計」は国民経済計算の基礎資料ともなる重要な統計であり、この問題が国民経済計算への信頼性に波及することを、これまで統計委員会で国民経済計算部会長を務めてきたものとして大変憂慮している。
2. この問題に関して、2004年から2011年にかけてのデータの復元が困難であるとの報道も出ているが、もし政府がこのまま対応を取らなかった場合、「毎月勤労統計」だけでなく国民経済計算にも影響が及ぶことになり、景気判断や成長見通し、経済学研究などに及ぼす負の影響は計り知れない。
3. こうしたことから私たちは、「毎月勤労統計」の過去のデータを速やかに復元し、同時に「毎月勤労統計」を利用する国民経済計算などの関連統計を適切な手法で再推計することを政府に対し強く要望する。

4. またこの過程で、政府内で統計委員会を中心として、より専門家を活用しながらより良い統計を作成できるような制度設計を構築することを望む。

以上

2019年2月21日

統計委員会

委員長 西村清彦殿

厚生労働省の統計法違反をめぐる経済統計学会からの声明

経済統計学会会長

金子治平

経済統計学会を代表し、厚生労働省の統計不正問題について声明する。

日本が近代国家としての歩みを開始して以来、一貫して公的統計は、その時々の実態を反映する鏡、将来を指し示す道標として位置づけられ、それはいかなる権力からも自立した存在であるべきとされてきた。戦時期に公的統計がその機能を果たしえなかつたことが、わが国を無謀な戦争へと駆り立てたことへの痛切な反省から、戦後の統計再建にあたり基本法規として制定された統計法（昭和22年法律第18号）は、「統計の真実性」の確保を最優先の目的として規定し、そのような法制度の下にわが国の統計行政は遂行されてきた。さらに改正統計法（平成19年法律第53号）は公的統計を国民共通の情報資産と謳い、それを行政のみならず広く社会の営みの基盤をなす情報と規定している。近年、EBPMとして公正かつ透明な政策立案が強く求められる中、現実の客観的な把握並びに正確な将来の見通しの提供という統計の社会的使命は、一層重要性を増している。

本学会は、その設立以来、内外の統計法および統計制度の研究も含め、公的統計の作成と利用に関して、現実の認識資料としていかにすれば公的統計が公正性を担保しうるか、そして公的統計がいかにしてその社会的使命を果たしうるかを主要な研究領域として学術面から取り組みを行ってきた。本学会のこれまでの取り組みに鑑みれば、今回の労働統計を中心とする統計不正は、単なる調査技術上の問題にとどまるような性格のものではない。それは、統計の真実性の確保という、統計再建にあたって掲げた所期の目的を達成すべく設計された法制度の仕組みそれ自体の存立基盤を覆すものであり、わが国の公的統計、ひいては日本という国の有り方そのものを根底から揺るがしかねない問題に他ならない。

いうまでもなく公的統計は、調査の企画・実施者のみによって成るものではなく、その質の確保には、地方職員あるいは実査を担当する調査員の日々のたゆまざる奮闘、そして何よりも被調査者である国民の調査協力が不可欠である。1970年代に表面化し、次第に深刻さを増す調査環境の中で公的統計がその品質を維持できているのも、統計法に基づいた統計行政に対する国民の信頼を抜きには語りえない。

このような統計行政の制度的基盤を認識してさえいれば、今回のような不測の事態はそもそも起こりえないものである。にもかかわらず、このような事案が発生したことは、困難な調査環境の中、統計作成の第一線で日々尽力している統計関係者、そして何よりも、これまで調査に協力してきた国民に対する冒涜以外の何物でもない。このような事態によって、わが国の統計行政、ひいては政府そのものに対する国民の不信という形で調査環境の悪化にさらに拍車がかかることが危惧される。また、今回の不祥事が、統計行政そのものの在り方を根底から揺るがす深刻な問題であることから、その対応を誤ればわが国の公的統計に将来はない。それは同時に、日本の統計に対する国際社会からの信用の喪失をも意味する。

関係各機関に対しては、政治権力から独立でなければならないという近代統計の原点に立ち返り、また統計の真実性の確保という戦後の統計法の精神に思いを致し、公的統計の社会的使命を改めて確認するよう願う次第である。同時に、公的統計の品質保証のフレームワークに則り統計作成業務を遂行することを要望する。

今回の統計不正が、2000年代初頭のいわゆる「三位一体改革」以来の統計職員並びに統計予算の削減をその一因としていることは想像に難くない。また、調査の企画・実施者内の制度的な意思疎通の齟齬も影響しているのではないかと考える。これらの問題を含めて、文字通りの第三者の立場が確保された組織による、徹底した原因究明が行われることを求める次第である。同時に、統計委員会、制度官庁を中心に、今後二度とこのような事案が起きることがないように、統計行政の透明性の向上に一層尽力され、わが国の公的統計の信頼回復に向けた真摯な取り組みが政府全体としてなされることを強く要請したい。

以上

一般社団法人 社会調査協会  
理事長声明

統計不正問題と公的統計調査のありかたについて

毎月勤労統計調査に端を発する公的統計業務におけるさまざまな不正は、「エビデンス」をもとに進められるべき行政と政策策定のみならず、「エビデンス」に関する探求を担う学術研究にとってもきわめて深刻な問題である。2004年に毎月勤労統計において全数調査すべきところを抽出調査に切り替えた背景として、業務負担の重さや人員不足、あるいは担当者における専門的知識の欠如などが指摘されている。しかし間違った調査方法が長年にわたってとられてきたことだけが問題ではないだろう。もっと重大なのは、遅くとも2015年までにはそうした調査方法が規則上間違いであるのみならず復元処理をしていない点において統計上間違いでもあることに気づきながら、そのことが今まで統計委員会等に報告されないで実質的に隠蔽されてきたことである。ここには公的統計調査のあり方としても見直すべき点があるようと思われる。

今回の問題の背景には、端的に言って公的な統計調査における「事実への畏怖」の欠如ないし希薄化、そしてデータとその収集・分析方法は厳肅なものだという認識の不足がある。学術研究の世界では、データの不正はもちろん、間違いの隠蔽でさえ絶対にあってはならない重大な逸脱である。適切な収集法や分析法の遵守は研究者としての基本的職業倫理といってよい。本来、公的統計調査にも同じ規範が貫徹すべきであるにもかかわらず、残念ながらそうではなかった。

社会調査の質の維持向上と信頼の確保をめざす社会調査協会として、今回の統計不正の背景の一つに「調査プロセス」の軽視という問題がある点を重大なこととして指摘したい。今世紀に入る直前くらいから、世論調査その他のさまざまな社会調査において回収率の大幅な低下を中心とする調査環境の悪化はますます深刻さを増してきている。それは、公的統計も例外ではない。国勢調査をはじめとして「統計」データの多くの部分は、個人や世帯や企業などへの「調査」からなっている。こうした調査においても、正確なデータを高い回収率で収集することは以前より困難になり、信頼のおける調査データを収集するためには人材の育成や研修そして十分な経費の投入などが必要になってきている。

全数調査から抽出調査への切り替えは、こうした全般的な調査の困難と環境の悪化のなかで、調査の現場において安易にとられた選択であったと思われる。もちろん、専門家はだれでも知っているように、一般論として全数調査から抽出調

査への切り替えが間違いなわけではない。しかし、そうした切り替えは調査法上および統計学上適切な手続きや方法を踏まえなければならない。つまり、「調査の方法」は「信頼しうるデータ」の基盤をなす。残念ながら、今回問題になった調査の現場では、必ずしもこうした社会調査方法論上のイロハが周知されていなかったように思われる。

このことは、政府の統計調査行政について何らかの見直しがのぞましいことを示唆している。むろんこれまでの統計調査行政が、公的統計の整備とその有効な利活用の発展を着実に担ってきたことは間違いない。ただ、今日までの日本の統計調査行政には、統計法で個人や法人に調査への「報告義務」を課していることを前提にして、そもそもどのようにして正確で信頼しうる統計調査データを収集するかという「調査プロセス」の問題を軽視する傾向がなかつただろうかと疑われる所以である。必要なデータを適切に収集するためには、経費、人員、訓練、組織その他において十分な体制を構築する必要がある。とりわけ調査にあたる職員等へは、統計学だけではなく調査方法論に関する必要かつ十分な教育と訓練が施されなければならない。しかし、これまでのところ、問題に直面している調査の現場に資するような対策は十分にとられてこなかつたという点は否めないだろう。

現代社会はさまざまな統計調査データの基盤の上に成り立っている。その一方で、正確な調査データを収集することの困難も深刻さを増している。これは、公的統計も含めたすべての統計調査に共通する問題状況である。正確で信頼しうるデータを収集するため、適切な統計調査体制を再構築することは、官民を問わない急務の課題である。

このたびの統計不正問題は、公的統計への信頼を大きく揺るがしている。しかし、ここで単に信頼の喪失を嘆いたり行政のミスを声高に批判するだけで終わっていいわけではないだろう。重要なことは、この問題の発覚を契機にして、日本の統計調査行政の改善すべきところは改善し、公的統計のみならず他の統計調査データも含めて、より一層正確なデータを収集しうるしくみを構築して、日本の統計調査への一般的な信頼を高めていくことである。

こうした課題のため、社会調査協会および社会調査の専門家はけっして協力を惜しむものではない。

2019年2月15日

一般社団法人 社会調査協会  
理事長 盛山和夫

## 1. 省内における統計作成部署の集約

- 省内統計作成部署は新設の統計局に例外なく集約。統計局には、統計作成・調査研究・研修機能を持たせる。

## 2. 人材育成と人材確保

- 経済学または統計学の修士号以上を保有する【統計技官】を新設。最終到達ランクは事務次官級とする。10年以内に、統計作成部署人員の5分の1は統計技官が占めるものとする。
- 経済学・統計学の人材のみならず、データベース構築が可能なエンジニアの採用を強化し、エクセル等でデータを管理する前時代的なやり方を改める。

## 3. 意思決定を一本化し、決裁者の責任を明確に

- 定期的な統計公表の最終決裁者は担当局長とし、代理者による権限行使は原則認めない。
- 統計の変更に関する最終決裁者は大臣とする。
- 局外に設置する統計監査官（局長級）は、統計監査を実施し、大臣に報告する。

## 4. 統計の再現性と利便性を高める

- 事前牽制と事後検証を行いうる体制を2020年度中に確立する。
- 統計の再現可能性がチェックできるような仕組みが不可欠（例：githubなどでソースコードを公開するなど）。
- マイナンバーを利用し、異なる統計・行政データの照合ができるようにする
- 過去のデータを紙媒体で行う慣習の見直し、電子データ化されていない情報は、過去の情報も含めてすべて電子化保存を原則とする。また統計ではないデータの保存も重要（例：乳幼児等に係る医療費の援助についての調査）
- データの保存期限が「5年間」である点を見直す必要。
- 統計調査の付属情報の保存と提供（例：国民生活基礎調査では、現在提供されるデータは都道府県までだが、国勢調査の調査区をベースとした調査となっており、国民生活基礎調査の調査区番号と国勢調査の調査区番号の対応表が公表されていない、など）。
- 厚生労働省が作成する統計については、個人のプライバシーに配慮したうえで、オープン化する方向で議論されることが望ましい。例えば、すべての統計について、利用者を限定することなく個票を利用可能とする。居住地等、機微に触れる情報を含む場合は、許認可ベースで利用可能とする。

## 5. 行政データの利用

- 雇用保険や年金記録など、行政データを活用し、統計に利用。

参考：2019年6月に公開された政府の「骨太の方針」では「公的統計を所管する各府省及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進」が明記されている。

- 行政データ、個人のプライバシーに配慮したうえで、オープン化する方向で議論されることが望ましい。

## 6. 省内でのより一層のEBPM（エビデンスに基づく政策形成）の推進。

以 上

- 2010年、米国の4人のトップ経済学者が「米国における行政データの研究利用の拡大」と題した小論をまとめた。

(20世紀、米国は統計調査を用いた研究では世界のトップであつたにもかかわらず)

残念なことに研究の最前端が行政データを利用したもののに移行するにつれて、その支配的な立場は現在危険にさらされている。

Unfortunately, that dominant position is now at risk as the research frontier moves to the use of administrative data.

- 小論ではその後、行政データの研究利用を拡大することは米国社会科学研究の競争力を引き上げるために重要であることを強調し、具体的な方策を提言している



R. Chetty



D. Card



M. Feldstein    E. Saez



# 行政データとは



- ・行政目的のために国や地方自治体によって業務を通じて収集されるデータ
  - ・統計調査（国勢調査など）とは異なり、必ずしも調査目的で集められたデータではなく、あくまで業務の一環で収集される。

# 行政データ利用のメリット

## 日本の統計整備・改善のための大きな制約

- 2018年度の府省の統計事業に係る予算是350億円、国と都道府県の統計職員数計1,886名（国：471、都道府県1,811名）は国際的にみて、日本の統計にかける予算は他の先進国と比較して少ない（国友・山本編（2018））

例：米国 72億米ドル（≈7800億円）、統計職員数計11,596名

カナダ 5億1756カナダドル（≈420億円）、統計職員数計5,087名

- 全基幹・一般統計の6割（288統計中178）でプログラムミス、ルール違反、公表遅延などが発覚

## 行政データのメリット：脱落や測定誤差

- 悉皆的で、情報の正確性が高い
- 測定誤差や不良回答による正確性の低下。

「事業の再発防止に留まらず、統計部門での人材育成や審査管理体制の強化などの抜本改善を行う必要。信頼できる統計制度の構築のために必要なりソースを確保しつつ、収集にかかる追加的なコストが低い行政データも活用することが望まれる。」  
4

雇用動向調査有効回答率



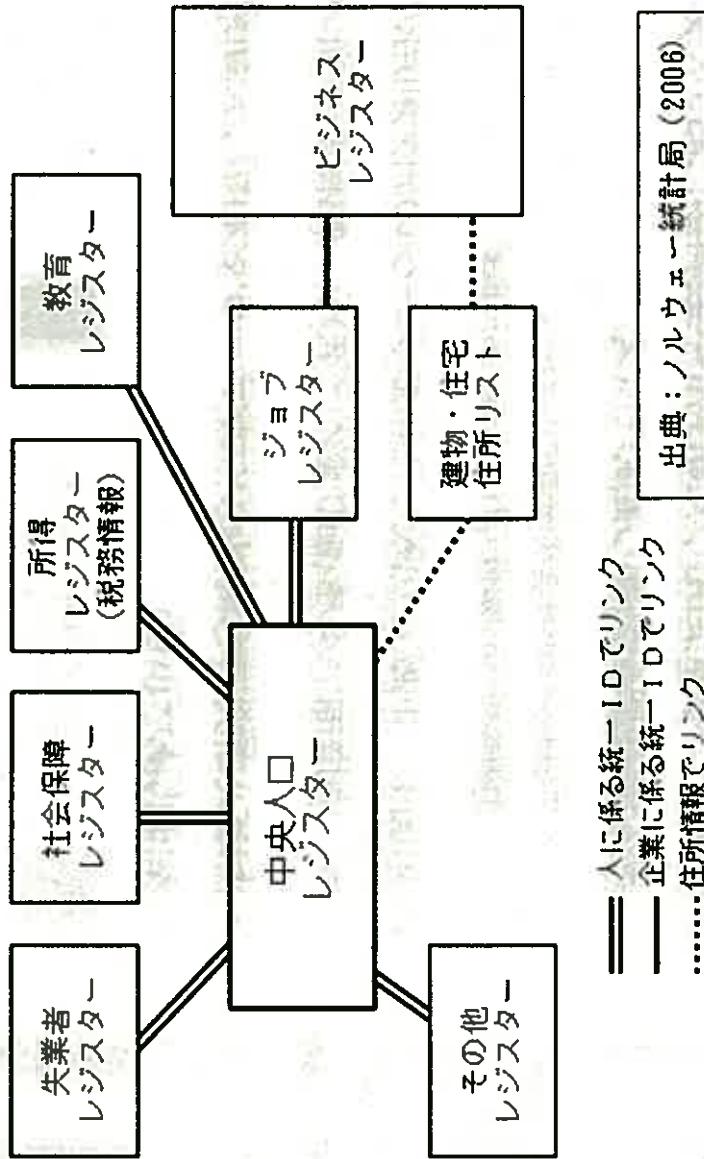
# 既に国勢調査の作成に行政データを用いている国も

- ・北欧諸国で目立つ動き

✓オランダ、ベルギー、スリア  
ウエーデン、オーストリア  
など9か国で採用(2015  
年段階)

✓国勢調査の実施にかかるコ  
ストの削減や、統計として  
の質の担保を目的とする

図4 ノルウェー国勢調査で使用されるデータソース



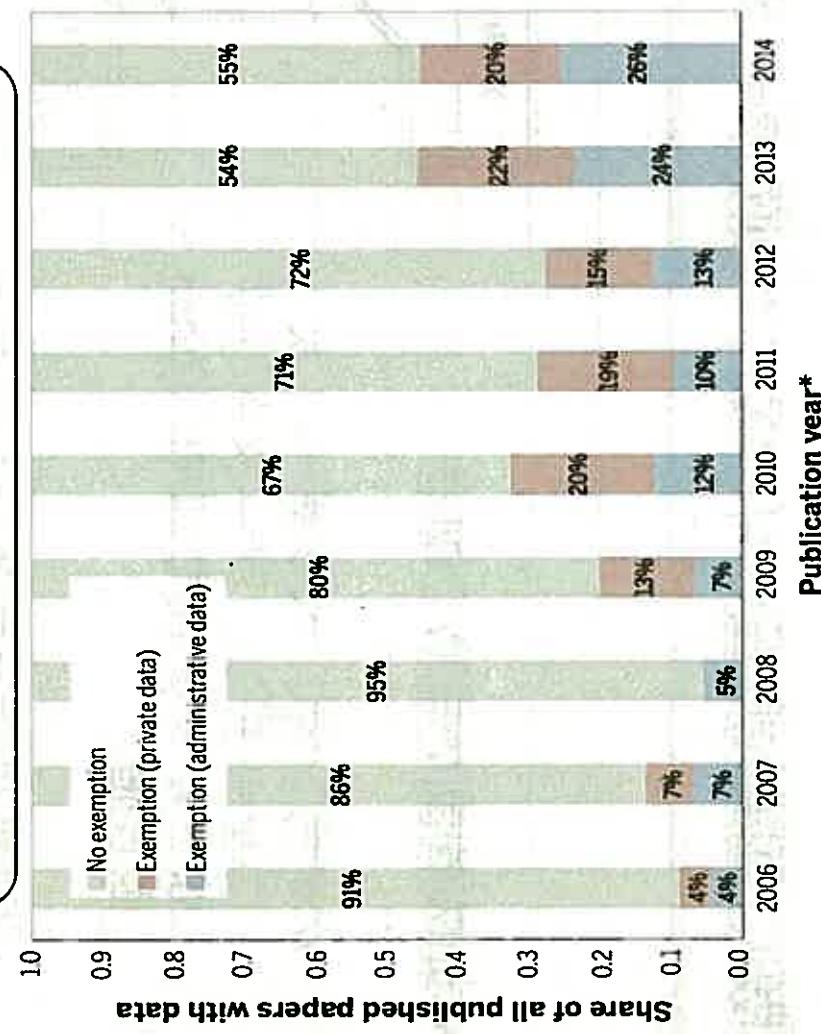
＝人に係る統一IDでリンク  
—企業に係る統一IDでリンク  
....住所情報でリンク

出典：ノルウェー統計局（2006）

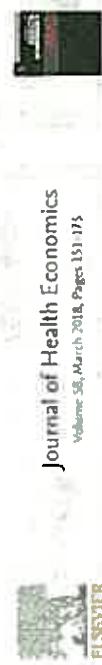
ノルウェー国勢調査における行政記録データの接続  
(総務省のHPより)

# 研究利用が進む行政データ

学術誌における行政データを利用した分析(青色)の割合が近年急速に増加している  
(Einav and Levin (2014), Science)



- 行政データを活用した研究が社会科学において大きな存在感を發揮し始めている
  - ✓ 日本の大学の社会科学部門における国際競争力の獲得においても非常に重要
  - ・米国は、北欧と比較して行政データの研究利用の法・制度面での整備が遅れており、危機感が強い
- ・日本人研究者も海外の行政データを利用した研究をはじめている



Journal of Health Economics  
Volume 32, March 2013, Pages 131-135  
ELSEVIER

がん生存者と  
その雇用についての研究  
(Heinesen, Imai and Maruyama, JHE)

Publication year\*

# プライバシーの問題は大丈夫なのか？

## ・匿名化処理を適切に行い管理・開示する

✓個人の氏名や住所などが公開されるわけではない

## ・米国では許認可ベースで税情報を探研究利用できるプログラムが存在

✓歳入庁（IRS）が定期的に研究計画を募集し、採択された研究者の氏名や研究テーマを公開

✓審査プロセス、開示の方法、所管などを巡っては現在も議論が進んでいる（H.R.4174: Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018）

## ・経済産業研究所（RIETI）における「遠隔操作システム」

✓企業の匿名人事データへのオンラインアクセスが可能。加工してないロードデータのダウンロードはできず、集計結果や推計結果のみ利用可能

### 2016 Statistics of Income

#### Joint Statistical Research Program Projects

Taxpayer Responses to Third-party Income Reporting: Evidence from Spatial Variation across the U.S.

- Bibek Adhikari - Illinois State University
- James Alm - Tulane University

#### Tax Compliance Burdens and Tax Mistakes

- Youssef Benmatti - University of California, Los Angeles
- Daniel Reck - University of California, Berkeley

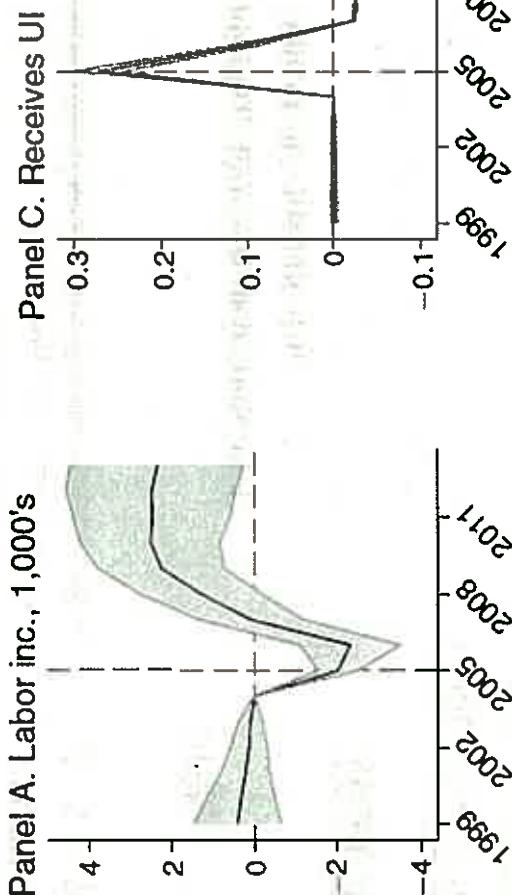
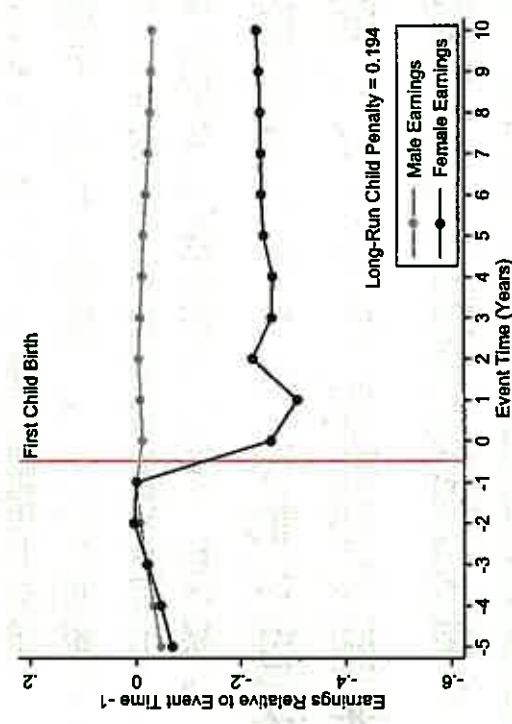
2016に採択された研究者リスト  
(米国歳入庁のウェブサイトより)

# 行政データを通じてわかつること：経済学の研究から

- 現代の政策評価においては「信頼できる」エビデンスが要求される

出産と女性の就業

震災と労働



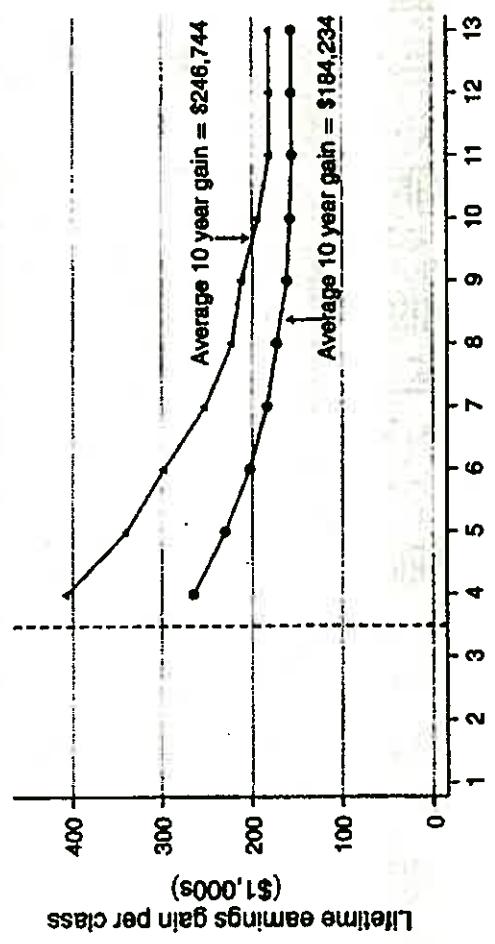
出産後、女性の賃金、労働時間、管理職に  
昇進する確率への悪影響は長期間持続す  
る。  
(Kleven, Landais and Søgaard, 2019)

ハリケーンによる年収ロス（2,000ドル）は、  
2年後にほぼ増加に転じ、初期のロスを相殺。  
(Deryugina, Kawano, and Levitt, 2018)

# 行政データを通じてわからること：経済学の研究から

- 現代の政策評価においては「信頼できる」エビデンスが求められる

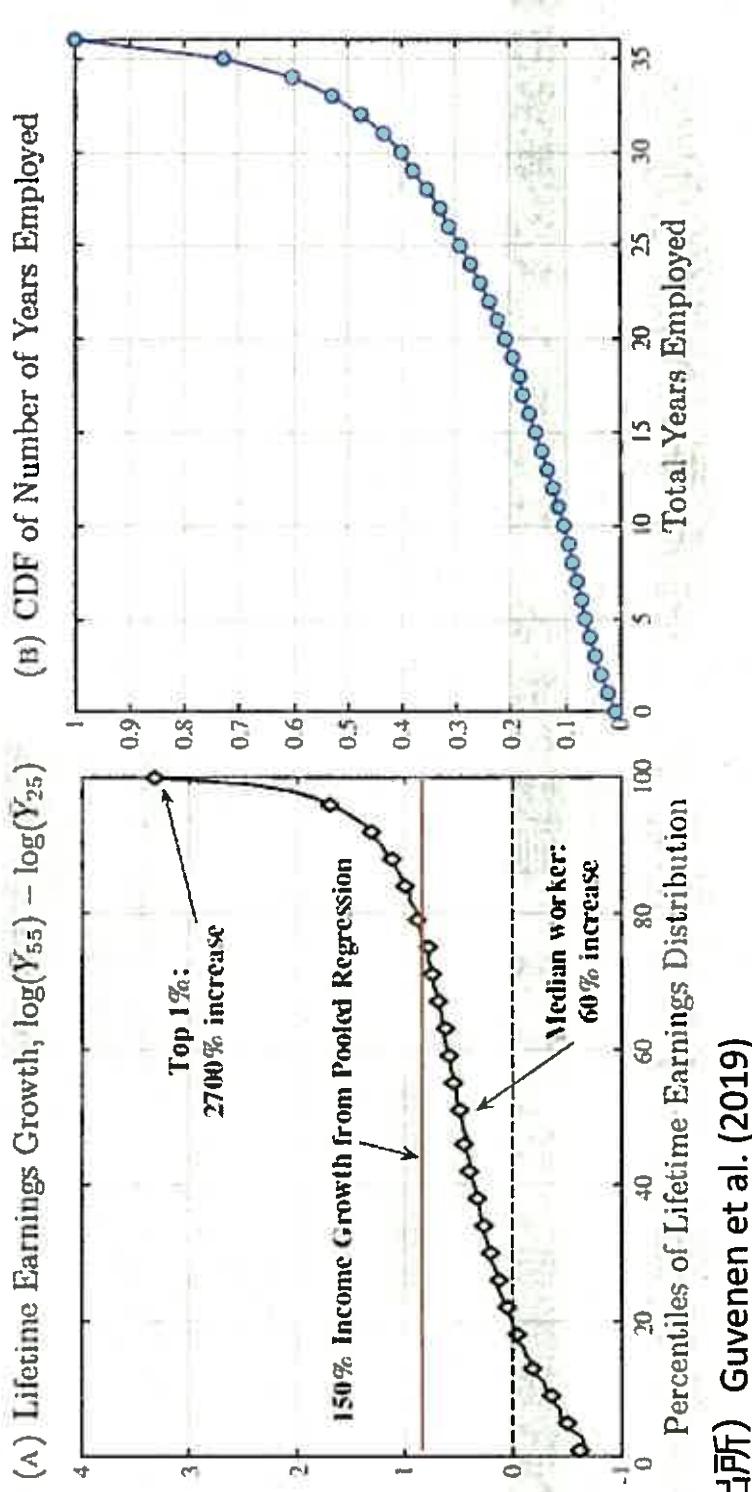
## 教員の雇用



能力の低い教員を普通の教員に入れ替えると  
1クラスあたり25万ドルほど  
生徒の生涯所得が上昇する  
(Chetty, Friedman and Rockoff, 2011)

# 特に課税情報力が有用

- 各政策の所得への影響の評価
- 所得によって異なる政策効果の把握
- 不平等の実態把握
- 税や社会保障の再分配の効果

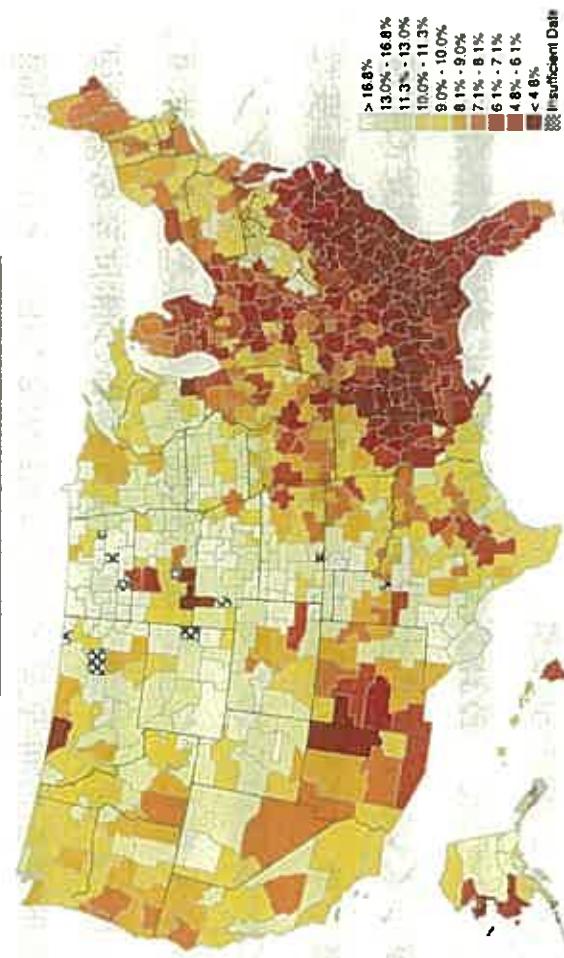


(出所) Guvenen et al. (2019)

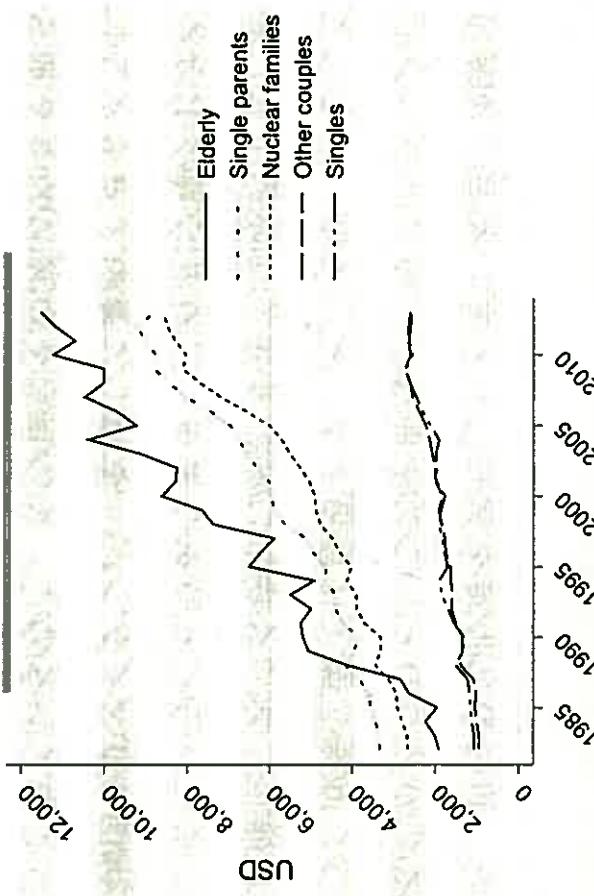
## 付録：課税情報からわかること

### ・現代の政策評価においては「信頼できる」エビデンスが要求される

#### 不平等の測定



#### 再分配の効果



アメリカで所得が低い家庭に生まれた子供がその後、高い所得を獲得できるようになる確率（白が確率が高く、赤になると確率が低い）。地域差が非常に強い。  
(Chetty, Hendren, Kline, Saez, 2014)

政府による現物給付政策による、一人当たり効果を世帯のタイプごとに推計。老齢世帯やひとり親世帯など、重要な政策対象により高い効果を示している。  
(Aaberge, Eika, Langørgen, Mogstad, 2018)

（大竹文雄特別委員）

もう一つは、政策効果を測るために税所得情報を使っていく。これは格差についての実態補足でも重要です。本日の議論でも格差問題というものは重要な指摘がありました。格差を測る指標がアンケートをもとにした統計調査から計算されています。しかし、統計調査では、低所得者の捕捉率あるいは高所得者の捕捉率といふのはかなり低いという問題があります。一方で、税情報は非常にアンケート調査に比べて正確に所得を捕捉できます。その意味で、政府の業務統計を政策に活用していくことが重要だと思います。

また、何らかの政策を実行したときに本当に効果があるのかどうかというのを測ることがエビデンスに基づく政策立案では重要です。ところが、どうしても正確性に欠ける現在の統計手法では限界が出てきているということがあります。これだけ電子化されて税情報がマイナンバーを通じて集約できるようになってきてるので、その情報を政策の効果を測るという方向にも使えるのではないかなど思います。

給付対象者を税情報から補足すること、政策効果の検証に税情報を用いること、どちらもハードルは高いと思いますが、検討いただければと思います。

# 準備ができている自治体もある

尼崎市分署のエキスパート

○専門 実竹 2回  
大阪大学社会教育研究所所長  
大阪府立大学准教授了後、大阪府立大学などにて、筑波・大阪・大学等研究員などと兼任・専門に活動を経て、現行日本アカデミー。

○主幹研究員 関田 知也  
日本大学教養学部准教授  
日本大学教養学部准教授、准教授、助教、准教授などを歴任して、現行日本アカデミー、アカデミーをはじめ。

○主幹研究員 中原 雄一  
関西大学教育政策研究所  
関西大学教育政策研究所准教授、准教授准教授、准教授准教授として現行、研究門内に特化する研究、実践研究など。

○主幹研究員 中原 雄一  
関西大学教育政策研究所  
関西大学教育政策研究所准教授、准教授准教授、准教授准教授として現行、研究門内に特化する研究、実践研究など。

○研究倫理保証のための倫理委員会と  
監理・法律・教育等のアドバイザー

研究内容や手法が人権上、個人情報保護上、その他の倫理的な問題がなければ審査を行ない、行内「国民性」による研究委員会を設置するなどして、研究・法律・教育等の専門家によるアドバイザーを中心、助言をいたしております。



## 足立区：児童パネルデータ

特別セッション：東京都足立区公立小中学校全児童のパネルデータを用いた分析

会場：中央 401 座長 大阪大学 大竹文雄

② 区立小学校での機器の効果：足立区「小学校基礎学習装置」のケース

財務省 別所俊一郎 早稲田大学 野口晴

早稲田大学 川村博 討論者

② Equalization in Class (room)

財務省 牛島光一 財務省 別所俊一郎

早稲田大学 野口晴二 討論者

これらの背景として

1. 統計収集に追加的なコストをかけられない財政事情

2. 貧困世帯や外国人児童など、通常の統計では捕捉しづらいが政策の対象であるグループを分析する必要性

13

## 尼崎市：学びと育ち研究所

# 日本における行政データ利活用の問題

## 1. (行政データ特有の問題) 国税・地方税の情報が利用できない

- ・ 収入データは多くの政策の評価を測る「ものさし」として極めて極めて重要  
・ 例えば、Kohara, Sasaki and Machikita (JJIE, 2013) は雇用保険の行政データを利用して、失業期間への影響について分析しているが、所得への影響は分析できていない

- ・ 内閣府の「地方分権改革」の募集の中で、尼崎市・足立区との共同提案で「EBPMの推進のため、研究目的での課税情報の目的外利用を可能とするよう検討を」という趣旨での提案を行つたが、さしたる理由もなく差戻しに。

- ・ 研究で活用することは、地方税法22条「秘密漏えいに関する罪」に抵触するというのが、これまで問い合わせた各自治体の法制部門の見解。

## 2. (行政データを含めた国の統計一般の問題) 異なる所管の統計やデータを照合できない

- ・ 統計法33条の改正・匿名データ提供などの取り組みもあり、統計の個票データの研究利用は進んでいる。
- ・ ただし、異なる所管のデータを個人単位で照合することはできない  
（例）所管の異なるデータの照合により分析できることの事例
  - ・ 科学技術研究調査+法人企業統計→研究開発活動と企業の生産性の関係
  - ・ 税務統計+企業統計→法人税改革のマイクロシミュレーション等
- ・ 補助金交付状況+企業統計→補助金施策の効果

## 先進的な事例：北欧諸国では幅広いアクセスを中央集権的に行っている

### デンマーク

- 認可された研究機関に所属する研究者にプロジェクトベースで承認
- データやシステムを20人ほどの部署で統括管理

- オンラインによってデータを取得

- 人口、教育、労働、所得、医療、司法など広い範囲の行政データをカバーし、互いに接続可能。



The screenshot shows the homepage of Statistics Norway. At the top, there are links for 'HOME', 'CONTACT US', 'SEARCH', 'DONATE AND PRIVACY', and 'KONTAKTOS AL'. Below the header, the logo 'Statistisk sentralbyrå Statistics Norway' is displayed. The main navigation menu includes 'STATISTICS', 'RESEARCH', 'DATA COLLECTION', 'ABOUT STATISTICS NORWAY', and 'MY PAGE'. On the left, there is a sidebar with a search bar and a link to 'Statistics Norway - official statistics about Norwegian society since 1876'. The central content area features several green circular icons with white text: '5 334 762 Population', '655 378 NOK GDP per capita', '3.5 % Unemployment', '18 103 Net migration', '29 % Consumer price index', and '(公式HP) ノルウェイ' (Official HP Norway). The background of the page has a faint grid pattern.

- 認可された研究機関に所属する研究者にプロジェクトベースで承認
- データやシステムを20人ほどの部署で統括管理
- オンラインによってデータを取得
- 人口、教育、労働、所得、医療、司法など広い範囲の行政データをカバーし、互いに接続可能。

デンマーク同様広い範囲の行政データをカバーしており、また独自データとの接続も可能なserviceにより

## まとめ：日本をEBPMのトップランナーにするために

- ・日本のEBPMについての現状は、**最先端から2周遅れ**  
U.S.ですら「遅れている」という認識(Card, Chetty and et al, 2010)であり、更にそこから遅れている  
・但し各国ともまだ制度面や仕組作りにおいて試行錯誤の段階におり、取組次第で  
**世界に先駆けたEBPMトップの国になります**

● 生産性の高いデータ利活用が満たすべき条件

匿名化された個票に容易にアクセス可能であること  
(オンラインアクセスが望ましい)

個人情報の流出などのシステムティックなモニタリングが可能などと

行政データ同士を照合して、結合可能であること

分析目的であれば若い研究者や学生でも等しく利用可能であること  
また、十分の数の当事者が同時に同じデータを利用可能であること

# 問題化角決への具体的な提案

## 1. 税情報の研究利用

## 2. 統計・行政データ情報の照合

## 3. 自治体ごとの 個人情報保護条例に 統一ルールを設定

- 現状：住民税情報は地方税法第22条・地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止されている

- 現状：異なる目的や情報源で収集された統計・行政データを集合できない
- 政府に蓄積された統計・行政データを有効活用するために、各種統計・行政データの照合へ向けた取り組みの強化が必要

- 現状：自治体ごとに異なる「個人情報保護条例」が制定されている
- 自治体の提供する行政データの利用には、自治体の定めた「個人情報保護条例」を遵守する必要

- 匿名データがEBPMに資する研究利用が可能であるという国としての見解を出してほしい

其一曰：「人情有所不能忍者，則有不忍而忍者。」

其二曰：「人情有所不能忍者，則有不忍而忍者。」

其三曰：「人情有所不能忍者，則有不忍而忍者。」

其四曰：「人情有所不能忍者，則有不忍而忍者。」

其五曰：「人情有所不能忍者，則有不忍而忍者。」

其六曰：「人情有所不能忍者，則有不忍而忍者。」

其七曰：「人情有所不能忍者，則有不忍而忍者。」

# 統計制度改革について

## (吉川議員提出資料)

平成18年5月18日

# 統計制度の課題と改革の方向性

## 問題点

- ◆ 統計も国際的な大競争時代へ  
日本は時代に遅れた  
統計法制度

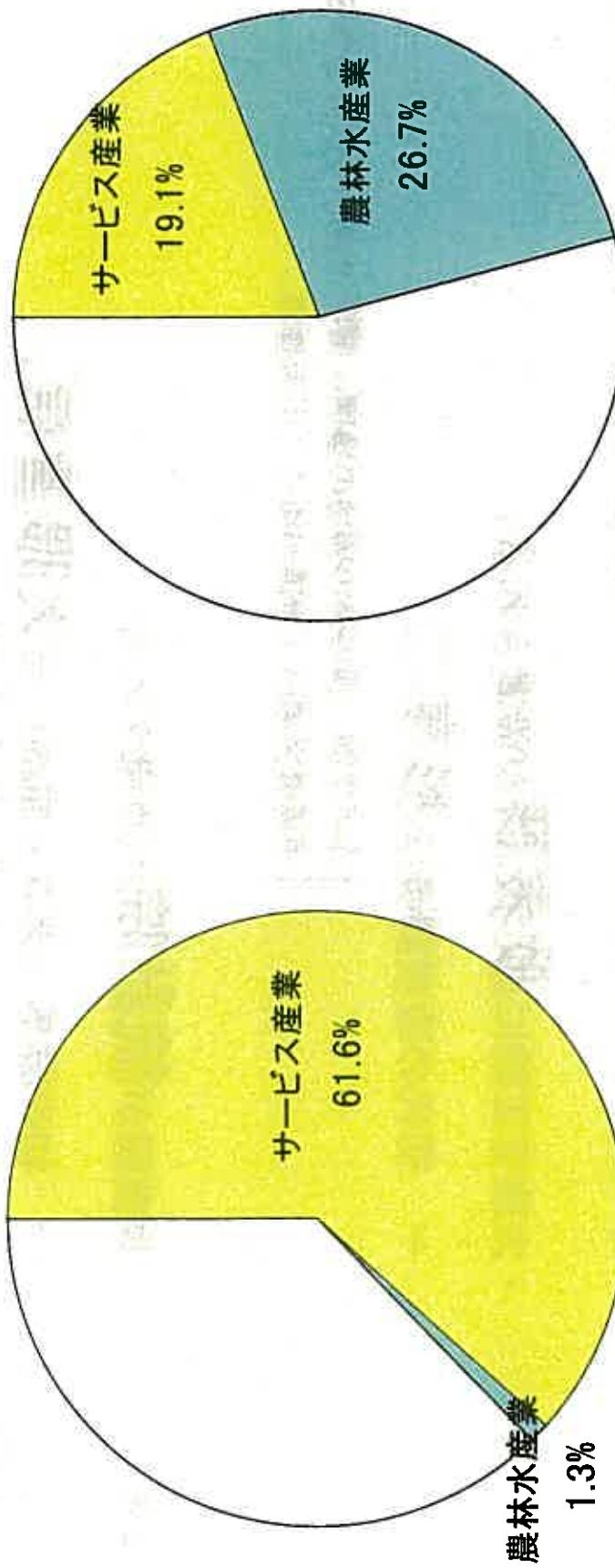
- 必要とされる統計の不足
- 調整機能の不足
- 行政記録が統計に活用できない
- 統計データの使い勝手が悪い
- 統計調査が困難になってきてている

## 改革の方向性

- ◆ 新たな統計の基礎理念の確立  
「行政のための統計」から「国民に使われる情報としての統計」へ
- ◆ 統計法制度の改正  
経済社会の実態を正確に表す統計を迅速に公表
- ◆ 縦割り行政の弊害の除去  
各省の持つ情報の積極的な活用
- ◆ 民間の活力を活かした統計づくり
- ◆ 真に省庁横断的かつ専門性を兼ね備えた「司令塔」機能が必要  
具体的な組織の在り方にについては、  
今後、政府において検討

# 名目GDPと統計調査予算の構成比 (サービス産業VS. 農林水産業)

名目GDP 統計調査予算



(平成14年)

(経済社会統計整備推進委員会資料により作成)

# 統計組織の変遷

明治4年

- ・伊藤博文の提唱により、**大蔵省統計司**が設置される。

・太政官正院に**政表課**が設置される。

- 初代の政表課長は**杉享二**

江戸末期、勝海舟の塾頭。蘭学を通じて統計を学ぶ。  
司馬遼太郎の「竜馬がゆく」にも登場。

明治14年

- ・政表課が**統計院**に改組される。

- 初代院長（大臣と同格）は**大隈重信**。
- 明治18年に**内閣統計局**に改組される。

昭和21年

- ・吉田茂首相の主導により**統計委員会**が設置される。

- 会長は内閣総理大臣。

昭和22年

- ・統計法の制定

## 統計改革の視点

青山学院大学 美添泰人

毎月勤労統計調査などで、公的統計の仕組に関する問題点が指摘されました。不幸な経験ではありましたが、今回の経験を通じて、公的統計全体を見直すためのよい機会が与えられたものと考えます。

(一般社団法人)日本統計学会では、一連の公的統計の問題を巡って「公的統計に関する臨時委員会」を設置し、私が委員長として報告書のとりまとめにあたりました。報告書の第一部「毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解」は、公的統計に関心を持つ市民、報道関係者、政治家等に対して正確な情報を提供すること、および学会関係者に研究の材料を提供することを目的として作成し、第1章「毎月勤労統計調査の不正をめぐる事実の整理」、第2章「公的統計をめぐる不適切処理問題に関する評価」を踏まえて、第3章において統計専門家の集団としての日本統計学会が貢献できる内容を例示しています。

これに対して、報告書の第二部では、「公的統計の改善に向けた本委員会の見解と提言」を記しています。(別紙に、参考として報告書第二部の要約と提言を収録します。)

厚生労働省の「統計改革ビジョン2019」でも、この報告書で指摘した問題と改善の方向を共有していただければ幸いです。特に以下の点が大切と考えます。

- 1　さらに信頼性の高い統計作成を可能とするために、政府全体として、統計組織の再編成等を通して統計に関わる総合調整機能を強化すること。
- 2　厚生労働省において、統計作成に関わる十分な数の人材を確保するとともに、適切な予算を編成すること。
- 3　統計法の精神を尊重するとともに、現実を踏まえた簡易な審査による統計調査の導入を図ること。
- 4　厚生労働省が作成する統計に対して行政情報の一層の活用を推進すること。
- 5　厚生労働省における公的統計作成プロセスの透明性を確保すること。
- 6　厚生労働省において統計専門職を系統的に育成し、専門性を継承させること。
- 7　統計学、経済学などの専門家と日常的に意見交換ができる仕組みを作ること。

以上



一般社団法人日本統計学会

公的統計に関する臨時委員会 報告書

第二部

公的統計の改善に向けた本委員会の見解と提言

2019年6月8日

## まえがき

厚生労働省が作成する毎月勤労統計における統計法の手続きを逸脱した行為を契機として、公的統計に対して批判や不信感が高まった。これは日本の公的統計制度を揺るがす事態であり、専門的立場から、日本統計学会では急速、「公的統計に関する臨時委員会」を設置した。

本委員会においては、今回の一連の統計不正問題に限定することなく、公的統計全般と統計行政のあり方を含めて幅広く検討した。検討は、統計の利活用に関わる専門家、各府省の統計調査の設計に携わった専門家、統計審議会の元委員、総務省統計局および統計基準部の元職員などから、情報を収集し、議論する形で行われた。

本報告書第二部は、このような検討を踏まえて、委員の意見を「公的統計の改善に向けた見解と提言」として取りまとめたものである。報告書第二部は先鋭的な見解や提言を収録しており、本委員会の責任において、日本統計学会に対して報告するとともに、公的統計に関わる機関に宛てて発信することを想定している。

なお、本委員会の報告書第一部「毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解」は、公的統計に関心を持つ市民、報道関係者、政治家等に対して正確な情報を提供すること、および学会関係者に研究の材料を提供することを目的として、第1章から第3章までの本文と資料から構成されている。第一部の内容は、本報告書第二部を理解するための前提となるものである。

本委員会の報告書第一部は、2019年6月5日に日本統計学会赤平会長と西郷理事長に提出し、その内容を日本統計学会社員総会において報告した。なお、内容の詳細、評価、提言についての責任は本委員会が負うものである。

報告書第二部は2019年6月8日に赤平会長と西郷理事長に提出したが、同日の午後に開催された日本統計学会社員総会においては、概要を紹介するにとどめた。そのため、報告書第二部に記述した内容については、すべての責任を本委員会のみが負う点で、第一部と性格が異なっている。

2019年6月8日

日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会

委員：

美添 泰人（委員長）、舟岡 史雄（副委員長）、竹村 彰通、椿 広計、山本 渉  
オブザーバー：

竹内 啓、榎 浩一、門間 一夫

## 本報告書の要約

### 第1章 統計不正の背景を探る

毎月勤労統計と賃金構造基本統計における統計法に違反した行為の背景として、法令遵守の精神が希薄な組織風土が醸成されていたことを指摘できる。労働行政の運営のために必要な統計情報について、法に則った承認手続きを避ける方式によって調査を度重ねてきたことを是正する仕組みが検討されるべきである。組織体制の整備は当然のこととして、喫緊の行政課題に応えるために必要な統計情報を適時・簡便に入手しうるように、現行統計法を改正し、基幹統計調査と一般統計調査の他に、独立行政法人等の行政と密接な関係にある組織が行う統計調査に対して、かつての届出統計調査のように、簡易で短期間の審査で実施できる統計調査を設定することが適当である。

### 第2章 適切な統計作成プロセスの監査

プロセス保証の考え方とは、統計委員会が指摘した通り、公的統計の質保証の上で最も重要な内部品質保証および外部品質保証の有効な仕組みの確立が必要と考え、監査に関する英国およびフランスの事例を調査した。

毎月勤労統計調査で起きた不正は、何らかの第3者評価制度が必要なことを強く示唆している。一方で、外部監査によって、公的統計調査プロセスの適合性を評価することには限界がある。第3者認証機関に基づく公的統計作成プロセスに対する第3者監査の実施を定常的に行うこと必要である。

### 第3章 必要な統計が作成されているか

戦後に構築が始まった日本の統計は、1960年頃までにその体系がほぼ完成した。その後は、経済活動の変化に対応して新たな統計が必要となるにもかかわらず、整備が十分とは言えないことは、経済活動の7割を超えるサービス業分野において端的に現れている。分散型統計機構の下では、府省間で統計資源の再配分は行われることがなく、総合調整機能が働かないため、有用性が低下した統計を廃止・統合して、新たな需要に対応する統計を作成することは困難である。さらに、近年では、専門性の欠如も目立つようになってきた。

日本において、分散型統計機構の弊害を除去しうる統計組織の構築を真剣に検討すべき時期である。その際、第4章で記述している、フランスの制度および英国の組織改革の動きが参考になる。また、専門性の確保については、米国とフランスの状況が参考になる。

現行の法制度と組織が時代に対応していない日本の状況について、欧米各国に学んで改革を進めることができ喫緊の課題である。

### 第4章 必要な統計を作成するための組織を考える

英国では、1980年代のサッチャー改革の下で、政府統計の精度が著しく悪化し、信頼性

回復のために統計改革を行い続けた。数次にわたる統計機構の改革によって、司令塔機能が確立し、統計の質の改善が図られた。司令塔機能の強化の過程は、分散型統計機構の弊害を防ぐうえで、日本においても参考とすべき貴重な事例である。

米国では、政府職員に占める統計専門家、経済専門家など、いくつかの職種の専門家の数は日本よりはるかに多く、また専門性のレベルが著しく違う。データ社会に突入した現在、日本でも専門家の数と専門性の水準を大幅に引き上げる努力が必要である。

フランスの統計システムの根幹には国立統計経済研究所(INSEE)があり、INSEEを介して、統計の質の改善、統計体系の整備、調整機能の強化、専門性の向上が図られている。分散型の統計機構の下で、人的・物的な統計資源を共有する工夫がなされているフランスの事例は、日本のこれから統計制度を検討する上で大きな参考になる。

## 第5章 行政記録情報の活用

行政記録情報等の活用によって、統計の正確性向上、統計作成費用の軽減、報告者負担の軽減、公表の早期化が期待できる。1995年の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」に沿った検討の結果は、2000年の「行政記録の活用方策に関する検討結果報告書」にまとめられている。報告者負担の軽減については、住民基本台帳、社会保険庁保有データベースなどが有効に活用されるようになった一方で、税務記録については、納税目的以外では使用できないとされた。

その後、2007年に改正された統計法によって、行政記録の統計作成への活用を推進するための法的な仕組みが整備され、事業所に関する一部の行政記録情報が事業所母集団情報の整備に利用されるようになった。その一方で、さまざまな統計における税務データの活用や、住宅・土地に関する統計における固定資産課税台帳の活用などが課題として残されている。

行政記録情報の活用を促進するためには、いくつかの解決すべき課題があるが、海外では、効果的な活用が実現されている例が少なくない。日本でも、効率的な利用方法について検討を促進すべきである。

## 第6章 統計専門職人材の育成

証拠に基づく政策立案(EBPM)の重要な基盤として公的統計が位置付けられているなかで、これまで削減が続いてきた統計職員について必要な増員を図ることは、最優先の課題である。本委員会では、さらに、統計職員に要求される質の問題に関して、各国が実施している公的統計専門職に対する教育について情報を収集した。

フランスでは国家統計局は上級幹部職員を養成する研修所を設立し、公的統計作成分析機関であるINSEEが引き継いだ。現在では、INSEE内の養成所は国立統計経済教育大学(ENSEA)に改組されている。ENSEAは、統計、経済、ORの専門職を育成するための組織(専門職大学院)であり、年平均で約90人が修了している。

米国政府は大学院修了者を統計専門職として雇用し、経済専門職などとともに職務遂行に充てている。米国センサス局における専門職には、情報技術専門家、数理統計家などがあり、必要とされる能力が列挙されている。

これに対して、日本には、統計専門職育成に特化した体系的な高等教育の実施組織は、滋賀大学と総合研究大学院大学しか存在しない。現時点では米国のように大学院が数理・統計・経済などの専門職を産官に供給する状況ではないため、政府の統計部局職員については、フランスが行っているような統計、OR、情報、経済、金融などの基幹的分野の教育を総合職（経済、数理科学、工学、物理学）に対して、専門研修機関で行う必要がある。この研修機関として、当面は総務省統計研究研修所を活用することが適切である。

## 提言

本委員会においては、できるかぎり客観的な証拠に基づいて検討することを心がけた。以下の提言は、単なる意見ではなく、裏付けとなる根拠に基づくものである。

### 提言1 統計機構の改革と必要な統計の作成

政府は、分散型統計機構の弊害を除去し、経済・社会の変化に対応した統計の需要に応じるとともに、さらに信頼性の高い統計作成を可能とするために、諸外国の統計制度を参考にして、強い権限を持つ司令塔の設置および統計組織の再編成等を通して、統計に関わる総合調整機能を強化すること。

### 提言2 統計作成業務に関わる人材と予算の規模

政府は、統計的分析の技術を活用して、より正確な公的統計を効率的かつ適時・適切に作成するために、企画・設計、調査、集計、分析などの技術を活用して統計作成に関わる十分な数の人材を確保するとともに、適切な予算を編成すること。

### 提言3 簡易な審査による統計調査の導入

政府は、政府関連機関が実施する統計法適用対象外の統計調査によって、品質の低い統計が作成され、同時に国民の調査負担が増大することを避けるために、基幹統計調査と一般統計調査の他に、旧統計法における届出統計調査のように簡易かつ短期間の審査で実施可能な統計調査の仕組を導入すること。

### 提言4 統計作成への行政情報の活用

政府は、効率的な統計作成を可能とするために、統計作成に資する行政情報、特に税務データおよび固定資産課税台帳の利活用を促進すること。

### 提言5 公的統計作成プロセスの透明性確保

政府は、公的統計調査の信頼性回復のため、国際的に認められた適合性評価制度に基づいて認証された機関による、公的統計作成プロセスに対する第3者監査を定期的に行い、この監査に公的統計専門家を参画させること。

### 提言6 統計専門職の系統的育成

総務省は、政府・自治体の統計行政において専門的な知識が必要とされることを踏まえて、統計を含む行政技術専門職養成プログラムを、総務省統計研究研修所に設置すること。